

合併公告

株主及び債権者各位

下記会社は、関係官庁等の許認可が得られることを条件として、平成22年7月1日を効力発生日とし、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

これにより、効力発生日をもって、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりますので、下記のとおり公告します。

なお、甲は会社法第796条第3項、乙は同第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに合併することを決定しております。

また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にその旨をお申し出ください。
2. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求権を行使される株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の種類及び種類ごとの数をお申し出ください。
3. 甲および乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書
提出済

(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 平成21年7月24日
掲載頁 122頁 (号外第155号)

平成22年3月16日

青森県青森市勝田一丁目3番1号
(甲) 株式会社みちのく銀行
代表取締役頭取 杉本 康雄

青森県青森市奥野一丁目3番12号
(乙) 株式会社みちのくサービスセンター
代表取締役社長 小笠原 剛